

## (仮称) 特別養護老人ホームせいりょう姫島 料金表

### 【ユニット型特別養護老人ホーム】

#### 利用料金内訳

①介護サービス基本料金+②生活費（居住費・食費）+③加算+④その他＝利用料金

※介護保険の対象となるのは、①介護サービス基本料金と③加算です。

#### 介護保険対象分の計算方法

(基本単位+加算額) × 日数 × 10.72 (地域単価) - 介護給付 (9割または8割) = 自己負担額

#### ①介護サービス基本料金 (月額)

介護保険対象のため、自己負担額 (1割または2割) を表示しております。

内訳	月額利用料金 (30日計算)				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス基本料金 (介護保険1割負担額)	20,100円 (670円/日)	22,223円 (741円/日)	24,506円 (817円/日)	26,628円 (888円/日)	28,751円 (958円/日)

内訳	月額利用料金 (30日計算)				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス基本料金 (介護保険2割負担額)	40,200円 (1,340円/日)	44,445円 (1,482円/日)	49,012円 (1,634円/日)	53,257円 (1,775円/日)	57,502円 (1,917円/日)

※介護保険の自己負担が高額となる場合は、世帯状況により、負担上限限度額が設定される場合があります

#### ②居住費及び食費 (月額)

生活費 (居住費・食費) のご利用者負担には以下の基準で減額の制度が有ります。

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		第1段階	24,600円 (820円/日)	9,000円 (300円/日)
市町村民税 非課税世帯	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	24,600円 (820円/日)	11,700円 (390円/日)
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	第3段階	39,300円 (1,310円/日)	19,500円 (650円/日)
上記以外の方		第4段階	84,000円 (2,800円/日)	60,000円 (2,000円/日)

③加算項目およびご利用者負担額

一般的な加算例をご紹介します。介護保険対象のため、自己負担額（1割または2割）を表示しております。

加算項目	利用者負担額（1割負担）
日常生活継続支援加算	49円／日
看護体制加算	I：4円／日 II：9円／日
夜勤職員配置加算	19円／日
個別機能訓練加算	13円／日
栄養マネジメント加算	15円／日
口腔機能維持管理加算	32円／月
認知症専門ケア加算	4円／日
サービス提供体制強化加算	6円／日

加算項目	利用者負担額（2割負担）
日常生活継続支援加算	99円／日
看護体制加算	I：9円／日 II：17円／日
夜勤職員配置加算	39円／日
個別機能訓練加算	26円／日
栄養マネジメント加算	30円／日
口腔機能維持管理加算	64円／月
認知症専門ケア加算	9円／日
サービス提供体制強化加算	13円／日

※要介護度、ご利用者負担段階に関わらず、一律料金が加算されます。

※上記以外に、ご利用者個々の状態に応じて算定される個別に算定される加算があります。

## (仮称) 特別養護老人ホームせいりょう姫島 ショートステイ料金表

### 利用料金内訳

①介護サービス基本料金+②生活費（居住費・食費）+③加算+④その他=利用料金

※介護保険の対象となるのは、①介護サービス基本料金と③加算です。

### 介護保険対象分の計算方法

(基本単位+加算額) × 日数 × 10.72 (地域単価) - 介護給付 (9割または8割) = 自己負担額

### ①介護サービス基本料金 (月額)

介護保険対象のため、自己負担額 (1割または2割) を表示しております。

内訳	月額利用料金 (30日計算)				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス基本料金 (介護保険1割負担額)	22,866円 (762円/日)	25,117円 (837円/日)	27,465円 (915円/日)	29,716円 (991円/日)	31,935円 (1,064円/日)

内訳	月額利用料金 (30日計算)				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス基本料金 (介護保険2割負担額)	45,732円 (1,524円/日)	50,234円 (1,674円/日)	54,929円 (1,831円/日)	59,432円 (1,981円/日)	63,870円 (2,129円/日)

※介護保険の自己負担が高額となる場合は、世帯状況により、負担上限限度額が設定される場合があります

### ②居住費及び食費 (月額)

生活費 (居住費・食費) のご利用者負担には以下の基準で減額の制度が有ります。

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		第1段階	24,600円 (820円/日)	9,000円 (300円/日)
老齢福祉年金受給者				
市町村民税 非課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	24,600円 (820円/日)	11,700円 (390円/日)
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	第3段階	39,300円 (1,310円/日)	19,500円 (650円/日)
上記以外の方		第4段階	84,000円 (2,800円/日)	60,000円 (2,000円/日)

③加算項目およびご利用者負担額

一般的な加算例をご紹介します。介護保険対象のため、自己負担額（1割または2割）を表示しております。

加算項目	利用者負担額（1割負担）
夜勤職員配置加算	19円／日
個別機能訓練加算	13円／日
送迎加算	197円／片道

加算項目	利用者負担額（2割負担）
夜勤職員配置加算	39円／日
個別機能訓練加算	26円／日
送迎	394円／片道

※要介護度、ご利用者負担段階に関わらず、一律料金が加算されます。

※上記以外に、ご利用者個々の状態に応じて算定される個別に算定される加算があります。